三重県埋蔵文化財年報

昭和45年度

三重県教育委員会

目　　次

Ⅰ　前　　言 ---------- 2

Ⅱ　調査の概況 ---------- 3

Ⅲ　開発事業と埋蔵文化財保護の事前協議 ---------- 11

Ⅳ　普及と活用 ---------- 12

付　　編

Ⅰ　現状変更問題遺跡一覧 ---------- 16

Ⅱ　関係通知文書 ---------- 21

I　前　　言

県内には，約7000件の遺跡，古墳がある。

しかし完全か完全にちかい状態でのこっているのは，２割にも満たないといわれている。

また，年間，５０ケ所近い遺跡が，諸開発事業によって，消滅している。

埋蔵文化財は，史跡としての指定，未指定の別を問わず，その現状変更について文化財保護法による一定の規制がある。

この年報は，三重県教育委員会が，昭和４５年度におこなった埋蔵文化財の保護措置の概況をまとめたものである。

埋蔵文化財の破壊は，単に古いものが消さることだけでなく，現在の生活環境の破壊の一つとも云える。したがってその保護は，緑の確保ともなろう。

なお，埋蔵文化財の現状と課題については，別に『教育の現状と課題』（昭和４５年１０月）の中でまとめているので参照されたい。

Ⅱ 調　査　の　概　況

1. 北伊勢地域埋蔵文化財保全計画調査

開発時代における埋蔵文化財保護のマスタープラン作成のために，日本建築学会東海支部都市計画委員会に委託して，調査を実施したものである。

対象地域は，員弁郡藤原町，北勢町，大安町，員弁町，東員町，桑名郡多度町，桑名市，三重郡朝日町，菰野町，四日市市の２市８町で，とくに都市環境の整備の一つともなるような計画を軸としている。

調査は，昭和４４年度国庫補助事業として，三重県教育委員会がおこなった「三重用水農業水利事業地域遺跡分布調査」の結果はもとより，名古屋通産局，北伊勢開発協会などがおこなったこの地域の工業開発計画，住宅地開発計画の検討などばかりでなく，現地調査をおこない，綿密な計画がなされた。

調査中，県庁内開発関係課および関係市町教育委員会の資料の提供をうけ，現地においては，地元研究者の全面的協力をうけた。

2. 開発事業集中地区遺跡分布調査

昭昭和３６年度，国庫補助をうけ実施した三重県遺跡調査の充実のため，とくに開発事業の集中した地区を中心に，遺跡の現状把握と，その周知を目的としておこなっている。観光開発の激しい鳥羽・志摩地区を初年度（昭和４３年度）におこない，４ケ年計画で，すすめている。

調査の結果は，それぞれ，遺跡分布地図と，遺跡概況をまとめた，「遺跡地図」を作成し，各方面に配布し，文化財保護をよびかけている。

なお，津市と，松阪市は，国庫，県費，の補助をうけ，それぞれ独自に実施した。

中南勢開発事業地域遺跡分布調査（国庫補助事業）

安芸郡河芸町から度会郡二見町にいたる２市１６町村について，２４名の調査員を委嘱して実施した。

この地域のうち，津市（昭和４４年度）と，松阪市（昭和４５年度）は，それぞれ国庫，県費の補助をうけて，独自に調査した。

調査の結果，全地域において，遺跡，古墳が倍加した。とくに平地部において，遺跡（遺物散布地，遺物包含地）が多く確認され，丘陵地においても嬉野町内では，多数の古墳が新に確認された。

伊賀東部開発事業地域遺跡分布調査（国庫補助事業）

上野市長田川以東から，阿山郡大山田村，阿山町，伊賀町，名賀郡青山町の１市４町村について，９名の調査員を委嘱して実施した。

調査の結果，新に４００ケ所の遺跡，古墳が確認された。

遺跡分布調査状況

調査地区	実施年度
鳥羽志摩地区	43年度
三重用水農業水利事業地区（三滝川以北）	44年度
青蓮寺開拓建設事業地区（伊賀西部）	〃
伊賀東部開発事業地区	45年度
中南勢開発事業地区	〃

3. 緊急遺跡現状調査

官公庁，公社，公団，民間企業からの開発計画の連絡等により，事業計画地内の遺跡の有無，現状を確認し，事前協議のための基礎資料を作成するものである。

とくに大形の開発計画では数10haにおよぶものが多く，現状調査にはかなりの日数と調査陣容を必要とする。そのため，関係教育事務所，教育委員会をはじめ，それぞれの地区の遺跡調査員（主として学校関係者），三重大学歴史研究会に依頼して実施している。

調査の結果は，確認された遺跡の現状およびその保護措置等の意見をつけて，事業者に連絡し，協議をかさねている。

緊急遺跡現状調査結果

事業名	所在地	該当遺跡	備考
水資源開発公団 三重用水	藤原町，北勢町 大安町	中垣内遺跡（鎌倉期） 山城遺跡（縄文）	幹線水路敷には，他に，8件の遺跡があるが，トンネル，サイフォンの所である。
日本住宅公団 大山田団地	桑名市森忠	◦七和2号窯（平安時代完存）	団地内小公園として保存の方向で協議
県住宅供給公社保々団地	四日市市西村町	◦留山古墳（古墳後期円墳） ◦丸岡遺跡（古墳後期以降の古代村落址，約6万m²）	
県企業庁 山村ダム	四日市市山村町	◦山村遺跡（古墳後期以降の古代村落址）	ダムサイトには，遺跡は所在しない。
県住宅供給公社 片田団地	津市片田町	◦新畑遺跡	

明星団地 勢田団地	明和町他 伊勢市勢田町	◦大仏山古墳群（全８基） ◦蓮台寺廃寺（４０００㎡） ◦高起遺跡（１５００㎡）	
三交団地 二見団地	二見町	◦山田原１号墳	
県，市開発公社 村松工業団地	伊勢市村松町	◦向山遺跡（古墳後期）以降の古代集落址，３万㎡ ◦尾野畑遺跡（平安期）以降の古代集落址２万㎡）	
海上保安部 通信塔	鳥羽市松尾町	な　し	
日本楽器	志摩郡浜島町	丹生古墳群（全５基） 宝地古墳群（全２基） 宝地遺跡	

4. 埋蔵文化財緊急発掘調査

三重県教育委員会が主体となって実施したもの，調査主体は，市，町教育委員会であるが，現場発掘作業，出土品整理，報告書作成等を，県教育委員会社会教育課主事，同技師が担当したものである。

本年度は，遺跡１１件，墳墓１件，古墳１１件古窯址２件について実施した。そのうち１件は継続となっている。

いずれも，各種開発事業，工事が調査の動機となっており，経費負担も１・２をのぞけば，工事者側（原因者）による。また，事業計画から協議をかさねて，着工前の発掘調査にいたったものもあるが，農地転用の許可，事業認可がおり，工事着手寸前になり，遺跡であることが判明し，工程度変更のうえ，事前発掘調査をおこなったもの，工事中に遺跡が発見され，応急的調査をおこなったものもある。

西山遺跡　（員弁郡東員町中上）

事 業 名　日東タイヤ株式会社・工場地造成

調査主体　東員町教育委員会

調査期間　昭和４５年９月～昭和４６年１月

概　　要

古墳時代後期末から奈良時代にいたる古代集落址で，約3,000㎡を全面発掘した。竪穴住居７，掘立柱建物址１０棟，土拡１０数ケ所があきらかになり，土師器，須恵器の破片が多数が出土した。そ

のうちでもとくに，野鍛冶用の炉拡，フイゴの羽口，鉄滓が多数あり，古代の野鍛冶がかなりさかんにおこなわれていたことが判明した。

新野遺跡　（員弁郡東員町中上）

事業名　日東タイヤ株式会社・工場地造成

調査主体　東員町教育委員会

調査期間　昭和４５年１２月～調査中

概　要

古墳時代後期末から奈良時代および平安時代にいたる古代集落址。これまでに，竪穴住居址８，掘立柱建物址１５棟，土壙１０数ケ所，堀，溝址数条があきらかになっている。この遺跡のうち新野A遺跡については，ほぼ発掘作業はすんでいるが，遺構実測，写真撮影等の作業がのこっている。B遺跡は未調査となっている。

狐塚　１号墳（四日市市平尾町）

事業名　日本道路公団・東名阪道路側道

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和４５年６月

概　要

直径１６m，高さ約2.5mの円墳で，横穴式石室を内部主体とする。古く，墳丘の中央部が破壊され，石室石材がほとんど持ちさられていたが，北伊勢から尾張，三河の地域の一つの時期特有の複室形態の石室であることが判明した。副葬品として装身具，武具類はみられなかったが，土師器甕，須恵器杯，高杯，長頸壺が水土した。７世紀前半に営造されたものとおもわれる。

北浦古窯址群（四日市市寺方町）

事業名　東名阪道路建設用土取り

調査主体　四日市市教育委員会・北浦古窯址群発掘調査団

調査期間　昭和４５年５月

概　要

大成建設株式会社の土取り中に発見され，以前からしられていた１号窯とともに，緊急調査を実施した。１号窯は窯本体の上半が削平されており，灰原も厚さ２０cmと薄い。

灰原からは，各種の須恵器とともに，平瓦，丸瓦があり，瓦陶兼業の古窯といえる。とくに重孤文の軒平瓦は，南西１Kmにある智積廃寺出土瓦と類以しており，同時の創建にふかいかかわりが推察される。

上箕田遺跡（鈴鹿市上箕田町）

事業名　「鈴鹿地区」県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和４５年１２月

概　　要

調査は幹線水路の南側，県道箕田一神戸線の北側および上箕田城址の西端部の三ケ所の支線配水路敷について試掘調査をおこなった。その結果，県道の北側では遺物はみられず，上箕田城址の西端部では少量の山茶椀片が出土しただけであったが，幹線水路の南側ではかなりの土器片が出土した。

そのため，この部分について本調査をおこない，弥生時代前期，中期，後期の土器多数と，石包丁，石斧，木製鋤，鍬，等が発見された。

森山遺跡（津市河辺）

事 業 名　「安東地区」県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和４６年１月

概　　要

土取り中に弥生時代後期の溝址が発見され，緊急調査した。溝址は２条あり，巾 1.8 m，深さ 1.5 mのもので，中に，多数の壺，甕，高杯，器台がうまっており，完型のものも多く出土した。

高松弥生墳墓（津市半田）

事 業 名　亀山製糸株式会社・高松山団地

調査主体　津市教育委員会

調査期間　昭和４５年６月

概　　要

団地計画地内には，古墳５基，遺跡２ケ所が確認されていたが，協議の結果，２号墳以外は現状保存することになり，２号墳について発掘調査した。調査当初，古墳時代後期の円墳とおもわれていたが，調査の結果，弥生時代後期の墳墓と判明。６m×１０m高さ 0.6 mの長方形の台状のもので，中央に２基の土壙があり，それぞれ壺，器台，高杯がうまっており，鹿角装の刀子，碧玉製管玉もあった。

野田浦遺跡（一志郡白山町川口）

事 業 名　川端金属鉱業株式会社・工場地造成

調査主体　白山町教育委員会

調査期間　昭和４６年３月～４月

概　　要

弥生時代中期から室町時代にいたる集落址であるが，工場進出がきまってから判明した遺跡である。土場予定地全域に各時代の土器片が散在しており，会社と，県農林部開発拓殖課，町産業課，県・町教育委員会のあいだで協議をかさね，工場予定地内でも，土器片の散布密度の比較的たかい地区について試掘調査をおこない，その結果にもとづき，再度協議するということになった。

調査は，町教育委員会が主体となり，現場作業と報告書作成を県教育委員会社会教育課係が担当し，その経費は会社が負担して，おこなった。

その結果，弥生時代中期の土壙し，平安時代竪穴住居址し，室町時代・溝址などが判明。

遺物としては，各時代の土器片の他，土錘などがある。そのうち，平安時代の杯類のうち，墨書されているものが3点ある。

上野山遺跡・上野山古墳群（一志群一志町）

事 業 名　三重県住宅供給公社・高野団地

調査主体　一志町教育委員会

調査期間　昭和45年7月～9月

概　要

上野山遺跡は，古くから石器，土器片が表面採集され，一志郡内でも著名なものであった。計1,600㎡の試掘壙により，遺物，遺構の検出につとめたが，少量の弥生器片と数ケ所の土壙が発見されたにとどまった。

上野山古墳群のうち，3号墳は団地内緑地として保存されることになり，新に発見された10，11，12，13，14，15号の6基について調査した。このうち円墳が2基，方墳が3基，外形不明が1基あり，内部主体は横穴式石室ないしは箱式石棺で，かなり攪乱されていたが，土師器，須恵器，刀子，金環などがのこっていた。

上井生3号墳（一志町井生）

事 業 名　一志町井生地区土地改良事業にともなう養蚕団地建設

調査主体　一志町教育委員会

調査期間　昭和46年1月～2月

概　要

墳丘の周囲が削られ，1/4ほどが戦中の防空壕によりこわされ，横穴式石室が露出していたもので，その上，石室の大半がゴミ捨場にされていた。

調査の結果，1辺11mの方墳で，玄室入口付近から20余点の須恵器が出土。7世紀前半のころに築造されたものとおもわれる。

下名倉古墳群（一志町井関）

事 業 名　県道赤桶　一志線拡巾工事

調査主体　一志町教育委員会

調査期間　昭和46年2月～3月

概　要

墳丘がすでに削平されて畑地となっていて，横穴式石室の根石のみのこり，羨道部が道路下にうめこまれていたものである。県道拡巾にともなう側溝の掘り下げにより，石室があらわれたため，県土木部道路課，久居土木事務所と協議し，3号，4号，5号墳の3基について発掘調査した。そのうち，4号墳には石室の奥に箱式石棺がそなえられ，幼児および壮年と推定される2体の人骨がおさめられていた。

古里遺跡（多気郡明和町）

事 業 名　三交不動産・明星団地

調査主体　明和町教育委員会

調査期間　昭和４５年６月～７月

概　　要

遺跡の範囲と遺構，遺物の埋没状況をしるため，４m四方の試掘壙を３０ケ所，発掘した。その結果，奈良時代と室町時代の各種の土師器，須恵器が発見され，柱穴，溝址が検出された。遺跡のひろがりは１万㎡にもおよび，古代，中世の集落址が埋まっているものと考えられる。本調査については協議中。

金剛坂遺跡（多気郡明和町金剛坂）

事 業 名　松阪砂利株式会社・土砂取り

調査主体　明和町教育委員会

調査期間　昭和４６年３月

概　　要

遺跡は国道２３号線と旧道の中間で，櫛田川，秧川の沖積地に臨む南北にのびる台地の西端部である。標高１４～１５m，水田との比高４mを測る。地目は畑であり，これが砂利採取後，水田化する計画がたてられ，４５年６月砂利採取のため砂利層まで掘り下げた時，多数の土器が出土，早速，町，県教委，業者，地主，県農林部の間で協議がなされた。

そして明和町教育委員会が主体となり国庫，県費補助事業として調査を行うことになった。また，業者も調査費の一部を負担された。

調査の結果，金剛坂遺跡は縄文時代後期，弥生時代中期，後期，古墳時代末期，鎌倉から室町基の五期にわたる断続的につづいた遺跡であることが判明した。

縄文時代後期は浅い方形の土壙及び円形の土壙があり，環状の壺形土器と磨消縄文，沈緑文を主体とする土器片が出土。弥生時代中期には円形の土壙があり，甕形土器，壺形土器がある。後期としては方形周溝七基がある。溝は深さ５０m，幅1.２m前後で底は平担である。溝内から土器が出土している。七世紀後半代には住居址２，土壙がある。多数の土師器，須恵器が出土。

鎌倉，室町期には大小の溝があり，土師器，甕形七器，杯形土器，灯明皿，山茶椀，陶器片が出土した。

カリコ遺跡（度会郡玉城町）

事 業 名　古川土木・土取り

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和４６年２月

概　　要

土取予定地内にはカリコ古墳（長経２０m，高さ2.5mの帆立貝式古墳）があるため，業者と玉城町教育委員とは協議をかさね，そのとりあっかいについて，昭和４５年１２月，覚書を交換し，

(1) カリコ古墳は現状で保存，(2) カリコ遺跡は着工前に発掘調査をする等を，確認したが，１月中旬，調査前に土取りをはじめ，遺跡の大半を破壊した。

調査はのこされた所で約４０㎡についておこなったが，奈良時代末から平安時代初期のきわめて多数の土師器片が出土し，土整の馬２個も発見された。

大畑遺跡（鳥羽市答志町）

事 業 名　地元旅館，魚干し場の造成。

調査主体　鳥羽市教育委員会

調査期間　昭和４５年５月（第２次）　８月（第３次）

概　　要

平城宮跡出土木簡に記された「答志郡和具郷」に比定される志摩地方の重要遺跡。近年，旅館の進出，魚干し場の造成で破壊されていくため，５月に約１５０㎡，８月に１６０㎡を調査した。調査の結果，多数の弥生時代中期土器，古墳時代後期の須恵器をはじめ，奈良時代の屋外炉址，土壙，掘立柱建物等が検出された。

Ⅲ　開発事業と埋蔵文化財保護の事前協議

1.　三重県文化財保護連絡会議

文化財の保全と開発事業の調整をはかるため，昭和４３年度には，庁内開発関係課，県公社等とのあいだで「埋蔵文化財保護対策協議会」を設置して，相互連絡強化をはかることとした。また昭和44年度からは「文化財保護連絡会議」として，埋蔵文化財にかぎらず，文化財全般について，その保全のための連絡協議の徹底をはかることとした。

こうしたことは，市，町，村においても，それぞれ，教育委員会と開発関係諸課との連絡協議の強化にせまられている。

上野市においては，昭和４５年度から「上野市文化財保護連絡会議」がもうけられている。

2.　開発事業における庁内関係課の合議

(1)　開発関係部課

昭和４５年度は，とくに農林部との連絡協議をおこなった。県営圃場整備事業にともなう事前発掘調査の実施，遺跡の所在する農地の転用申請にともなう協議を強化した。

とくに，農地転用申請に際しては，申請者と教育委員会とが事前協議をおこなうよう，農林部から出先関係機関へ指導されている。

(2)　公　社　・　企業庁

以前から，その事業計画にあたり，「三重県遺跡地図」等も参考とされ，事前に事業地内の遺跡の有無，現状等の調査依頼が出され，その結果にもとづいて協議することとなっている。

Ⅳ 普　及　と　活　用

1. 調査結果の公開

埋蔵文化財保護の有力な手だての一つに，その所在地の周知徹底をはかるため，「遺跡地図」の作成配布がある。現在，使用されているものには，つぎのようなものがある。そのうち，県教育委員会刊行のものは，三重県文化財連盟において増刷し，希望者に実費配布されている。

また，開発事業にともなっておこなわれた発掘調査については，その結果の概要をまず，実施後6ケ月以内に報告することとなっているが，出版事情等の制約もあってか，一部未報告のところもある。

遺　跡　地　図　一　覧

刊　行　者	地　図　名	地　区（郡市）	刊行年
三重県教育委員会	鳥羽，志摩遺跡地図	鳥羽，志摩	昭和44年
〃	三重用水農業水利事業地域遺跡地図	員弁，桑名，三重，四日市	昭和45年
〃	青蓮寺開拓建設事業地域遺跡地図	島ケ原，上野，名張	〃
〃	中南勢開発事業地域遺跡地図	河芸，津，久居，一志，松阪，多気，伊勢，度会	昭和46年
〃	三重県遺跡地図　－1969年版	全県下	昭和45年
〃	伊賀東部開発事業地域遺跡地図	上野，阿山，名賀	昭和46年
津市教育委員会	津市開発事業地域遺跡地図	全市内	〃
松阪市教育委員会	松阪市　〃	〃	〃

発掘調査報告書一覧

刊行者	書名	時代
日本道路公団，県教育委員会	狐塚1号墳発掘調査報告	古墳後期円墳
三重県教育委員会	上箕田遺跡調査概報	弥生
東員町教育委員会	埋蔵文化財調査中間報告	古墳，後期，奈良，集落止
四日市市教育委員会	岡山古窯址群発掘調査報告	古墳後期1. 奈良2. 平安2.
日本道路公団・四日市市教育委員会	北浦古窯址群発掘調査報告	奈良期2.
津市教育委員会	高松弥生墳墓	弥生後期1.
一志町教育委員会	上野山遺跡・上野山古墳群	古墳後期円墳　方墳
〃	上井生3号墳	古墳後期円墳1
〃	下名倉古墳群	古墳後期3
白山町教育委員会	野田浦遺跡発掘調査報告	弥生中期1. 平安1.
明和町教育委員会	古里遺跡発掘調査概報	平安，室町，集落址
〃	金剛坂遺跡	弥生後期方形周溝
鳥羽市教育委員会	おばたけ遺跡発掘調査概報	弥生中期以降集落址

2. 出土品の展示

県下におけるこれまでの出土品は，かなりの数量にのぼっているが，その保管の十分でない所がおおい。とくに，小，中，高各学校の場合，放置されたまま，紛失していく場合も多々開かれる。

展示施設も少ないが，最近，開放されたものには，つぎのものがある。

名称	所在地	展示出土品
桑名市立文化美術館	桑名市京町	額田廃寺出土瓦
杉谷遺跡出土品収蔵庫	菰野町杉谷	杉谷中世甕骨壺
四日市市立郷土資料庫	四日市市中央緑地	市内各遺跡出土品

このうち，四日市市立郷土資料庫は，小規模なものではあるが，遺跡写真，遺跡地図などとともに，縄文時代以降，平安時代までの遺跡，古墳，古窯，寺院址などの出土品を系統的に展示し，歴史学習，文化財学習のよい場となっている。また，杉谷遺跡出土品収蔵庫は，国庫，県費補助事業として建設されたものである。

3. 遺跡の保存整備

開発事業計画の当初，破壊を予定されたもので，協議の上，事業計画を変更し，緑地として整備保

存されることとなったもの，また，当初から小公園として保存の計画されたものなどがある。

名　　称	所　在　地	事　業　者	整　備　方　法
貝野古墳	四日市市東坂部町	市開発公社	団地内緑地として整備
坂部城址	〃	〃	団地内城跡公園として整備計画
高松古墳群	津市半田	亀山製糸	団地内緑地として保存
上野山３号墳	一志郡一志町	県住宅供給公社	〃
西山古墳群	〃　嬉野町	県農林部	復元整備
池ノ谷古墳	津市垂水	三交不動産	団地内緑地として保存
立野古墳群	松阪市立野	市教委	スポーツセンター緑地に計画
丹生遺跡	浜島町大崎	日本楽器	現状のまま保存
からすぎ遺跡	〃	〃	〃
からすぎ古墳	〃	〃	〃
鉄砲塚古墳	〃	〃	〃
水石２号墳	磯部町的矢	大日本興業	会社用地とし，分譲せず。

4. 技術者養成

４２年度から４４年度まで３名（県教委主事２名，中学校教諭１名）を文化庁主催の埋蔵文化財発掘技術者研修会に派遣してきたが，今年度は５ケ年計画の４年次として同研修会に下記の３名を派遣

世　古　且　守　（松阪市立大河内第１小学校教諭）
奥　　義　次　（県立菰野高等学校教諭）
伊　藤　克　幸　（鈴鹿市立大木中学校教諭）

した。研修会は７月２０日から８月３０日までの４０日間，奈良国立文化財研究所でおこなわれた。研修内容としては，文化財保護，発掘技法，日本考古学，古建築等の講議，発掘調査，古墳測量，石室測量等の現場実習がおこなわれた。

付　　編

付Ⅰ 現状変更問題遺跡一覧

1 事業予定地から除外された遺跡

遺跡名	所在地	原因者	概況
高塚山古墳	桑名市北別所		土取り地から除外
花戸城址	東員町中止	日東タイヤ	工場用地から除外
丸岡1号墳	四日市市西村町	県住宅供給公社	団地予定地から除外
〃2号墳	〃	〃	
めざめ古墳群(8基)	名張市青蓮寺	竹中工務店	団地計画　中止
立岩古墳群(7基)	〃	〃	〃
白鳥陵1号墳	鈴鹿市加佐登町	中部電力	鉄塔建設地変更
立野1号墳	松阪市立野	市教委・通学路	工事変更するも一部削平
塚山1号墳	明和町竹川	三交不動産・団地	用地外とする
〃2号墳	〃	〃	〃
大塚山古墳	鈴鹿市上箕田町	県営圃場整備事業	現状保存
上箕田城址	〃	〃	〃
なきうじ遺跡	鳥羽市浦村	県企業庁・パールロード	

2 発掘調査実施遺跡

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担
西山遺跡	東員町中上	日東タイヤ・工場地造成	県教委	会社
狐塚1号墳	四日市市平尾町	日本道路公団・東名阪道路	県教委	公団
北浦1号窯	〃　寺方町	〃	市教委	公団
〃2号窯	〃　〃	〃	〃	〃
上箕田遺跡	鈴鹿市上箕田町	県営圃場整備	県教委	県農林部
岸岡山遺跡	〃　岸岡町	三交不動産・団地	市教委	会社
森山遺跡	津市河辺	県営圃場整備	県教委	県費
メクサ4号墳	津市分部	倉田興業・土取り	市教委	市費
高松弥生墳墓	津市半田	亀山製糸・団地	〃	会社
野田浦遺跡	白山町川口	川端金属鉱業・工場	町教委	会社
下名倉3号墳	一志町井関	県道拡巾	町教委	県土木部

遺　跡　名	所　在　地	原　因	調査主体	経費負担
下名倉４号墳	一志町井関	県道拡巾	町教委	県土木部
〃　５号墳	〃	〃	〃	〃
上井生３号墳	一志町井生	地元土地改良区	〃	町費
上野山遺跡	一志町高野	県住宅供給公社・団地	〃	公社
上野山１０号墳	〃	〃	〃	〃
〃　１１号墳	〃	〃	〃	〃
〃　１２号墳	〃	〃	〃	〃
〃　１３号墳	〃	〃	〃	〃
〃　１４号墳	〃	〃	〃	〃
〃　１５号墳	〃	〃	〃	〃
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産・団地	町教委	会社
金剛坂遺跡	〃　金剛坂	松阪砂利・砂利取り	〃	一部業者 国県町費
カリコ遺跡	玉城町世古	古川土木・土取り	県教委	県費
おばた遺跡	鳥羽市答志町	旅館，魚干場	市教委	市費
八幡遺跡	上野市八幡町	市営住宅	市教委	市費
元屋敷遺跡	〃　木興町	個人土取	〃	〃
藪の内遺跡	〃　久米町		〃	〃
神座山遺跡	〃　猪田	〃	〃	〃

3. 調査なく破壊された遺跡

遺　跡　名	所　在　地	原　因	備　考
西ケ広遺跡	四日市市伊坂町	協和開発・土取り	
永井遺跡	〃　尾平町	個人住宅地	遺跡中心部へ建築
馬屋町Ｂ遺跡	芸濃町	日本陶業	
長谷古墳群	津市長谷町		協議するも破壊
古　墳	嬉野町	ミタス食品養豚場	協議なく破壊
丹生寺廃寺	松阪市丹生寺	個人盗掘	
下稲場１号墳	久居市稲葉町	榊原泉苑	
〃　２号墳	〃	〃	
カマクラ古墳	明和町	社地造成	
オコシ１号墳	〃	墓地拡張	

4 協　議　継　続　中

遺　跡　名	所　在　地	原　因	現　況
大垣内遺跡	大安町南金井	山崎鉄工工場進出	協　議　中
北野中1号墳 〃　2号墳 〃　3号墳 〃 4 4号墳	員弁町上笠田	工場誘致	工場内緑地として保存の方向で協議中
新野遺跡	東員町中上	日東タイヤ工場用地	調　査　中
埋縄城址	朝日町埋縄	東海起業土取り	協　議　中
西ケ広遺跡	四日市市伊坂町	協和開発土取り	中央部は，東名阪道路にて発掘調査，残存部について協議中
北山遺跡	四日市市北山町	明和興産団地	協　議　中
広A1号墳	〃	〃	〃
2号墳	〃	〃	〃
3号墳	〃	〃	〃
八幡塚古墳	〃　小古曾町	土　取	
寺田山古墳群	鈴鹿市高岡町	土　取	市教委地元へ保存を要望
岸岡山遺跡	鈴鹿市岸岡町	三菱油化社宅地造成	市教委協議中
岸岡山4号墳	〃	〃	〃
6号墳	〃	〃	〃
7号墳	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
古部野遺跡	亀山市布気町	工　場　誘　致	市教委協議中
山敷京地古墳	安濃村妙法寺	〃	村教委協議中
七曲り1号墳	豊田村高野	大　和　団　地	協　議　中
2号墳	〃	〃	〃
谷　口1号墳	〃	〃	〃
2号墳	〃	〃	〃
3号墳	〃	〃	〃
道慶古墳	〃	〃	〃
北山1号墳	〃	〃	〃
2号墳	〃	〃	〃
切畠古墳	〃	〃	〃

東谷1号墳	津市長谷町	個人土取り	市教委協議中
長岡1号墳	津市長岡町	三交不動産団地	協議中
〃 2号墳	〃	〃	〃
〃 3号墳	〃	〃	〃
〃 4号墳	〃	〃	〃
大加瀬1号墳	浦市野田	第一開発・団地	協議中
〃 2号墳	〃	〃	〃
上村遺跡	津市半田	中部電力・鉄塔	協議中
北山口1号墳	嬉野町島田	淀建設興業・ゴルフ場	
〃 2号墳		〃	
〃 3号墳		〃	
〃 4号墳		〃	
〃 5号墳		〃	
〃 6号墳		〃	
〃 7号墳		〃	
上出遺跡	松阪市上出	都市計画道路	
久保1号墳	〃 久保町	団地計画	
小俣西遺跡	〃小片野町	三重ガラス工場地	
河田古墳群(全)	多気町	大和団地伊勢ネオポリス	協議中
女山 〃	〃	〃	〃
権現山 〃	〃	〃	〃
中山 〃	〃	〃	〃
コイラ古墳	〃	〃	〃
コイラ遺跡	〃	〃	〃
上村池古墳群	明和町	〃	〃
高塚 〃	〃	〃	〃
池村 〃	〃	〃	〃
斎宮池 〃	〃	〃	〃
上田辺 〃	玉城町	〃	〃
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産団地	予備調査済み，本調査を協議
向山遺跡	伊勢市村松町	村松工業団地予定地	
尾野畑遺跡	〃	〃	
山田原1号墳	二見町山田原	三交不動産・団地	協議中

泊前方後円墳	大王町泊	不動産業者買収	
おい崎古墳	大　王　町	地上社　〃	町教委保存を要望
丹生1号墳	浜　島　町	日本楽器・合歓の郷	協　議　中
2号墳	〃	〃	〃
3号墳	〃	〃	〃
4号墳	〃	〃	〃
5号墳	〃	〃	〃
宝地1号墳	〃	〃	〃
2号墳	〃	〃	〃
宝地遺跡	〃	〃	〃
津ノ森遺跡	熊野市有馬町	三重金属工場地造成	
沓掛遺跡	関　　町	中部地建	協　議　中
木崎A遺跡	〃	国道1号線バイパス	〃
B遺跡	〃	〃	〃
C遺跡	〃	〃	〃
会下遺跡	〃	〃	〃
会下廃寺	〃	〃	〃
瑞光寺廃寺	〃	〃	〃
御館野遺跡	四日市市西坂部町	県営圃場整備事業	協　議　中
落河原遺跡	〃	〃	〃
辻ノ内遺跡	〃 高角町	〃	〃
土師南遺跡	鈴鹿市土師町	〃	〃
森山遺跡	津市河辺	〃	〃
三雲南部遺跡群	三雲村	〃	〃
綺宮古墳群	鈴鹿市津賀町	県営・農免農道	〃
垣鼻4号墳	松阪市垣鼻町	県農林部・河川改修	〃
七和2号窯	桑名市森忠	日本住宅公団・団地	国地内緑地として保存の方向で協議
丸岡遺跡	四日市市西村町	県住宅供給公社・団地	予備調査について協議
留山古墳	〃	〃	事業地から除外の見こみ
茶白山古墳群	亀山市井田川町	〃	
新畑遺跡	津市片田井戸町	〃	
大仏山1号墳	玉城町長更	〃	
2号墳	〃	〃	
3号墳	〃	〃	〃

4号墳	玉城町長更	県住宅公団・団地	
5号墳	〃	〃	
6号墳	〃	〃	
7号墳	〃	〃	
8号墳	〃	〃	
守田1号墳	上野市守田	〃	
2号墳	〃	〃	
蓮台寺廃寺	伊勢市勢田町	〃	
高起遺跡	〃	〃	

付Ⅱ 関　係　通　知　文　書

企　第　70　号
昭和45年4月1日

各　市　町　村　長　殿

三重県副知事　田　川　亮　三

民間企業による用地取得等について（通知）

近時，中部圏の開発機運が高まり，県内の開発もようやくそのテンポが早まりつつありますが，このような時代における地域開発の推進にあたっては，土地の計画的利用を期すことがきわめて重要であることはいうまでもありません。

最近，民間企業等による住宅団地，観光施設等のための土地取得の動きが県内数地域においてみられ，一部では計画内容や公共施設との関連等について，県，市町村との十分な協議を経ないまま土地所有者との交渉を先行させようとする業者もみられる状況となっております。

このような民間企業の用地取得等による地域への影響は，単に公共施設の建設ないし維持管理面で市町村財政を圧迫するおそれがある点だけにとどまりません。

無計画な宅地造成等は道路，用排水，水質源等の秩序を乱し，埋蔵文化財を破壊するといった好ましくない現象を惹起し，また広域的な総合開発にも大きなそごをきたしたりすることが予想され，真に地域住民の福祉の増進とならないのみならず，かえってそれを阻害する懸念があります。

ついては，民間企業による用地取得等の動きに対しては，次の点に留意のうえ遺憾のないようして

ください。

記

1. 民間企業による用地取得等については，市町村計画のみならず，県の開発計画とも調整がとられている必要があり，かつ都市計画法，農地法文化財保護法，自然公園法等の開発諸法規による制限等につき十分検討を要するものであるから，事前に県と十分協議すること。

なお，事前に県との協議が整っていなければ事業の円滑な施行ができなくなるおそれが強いので配慮されたいこと。

2. 1の協議は，次の表の区分に応じ，それぞれの窓口課を通じ関係課と協議されたいこと。

区分	窓口課	関係課
住宅団地のための用地取得造成	土木部 建築課	総務部地方課（市町村基本構想と事業に伴う起債等） 企画部企画課（県の開発計画との調整） 開発課（工業用地造成ならびに企業立地） 水資源課（水資源開発計画） 衛生部公害課（企業立地にかかる公害立地） 商工労働部観光課（自然公園の整備，保護） 農林水産部農政課（農業振興地域の整備） 農蚕糸園芸課（野菜，果樹等の生産団地） 蓄産課（草地改良事業，蓄産経営団地の取得造成） 開発拓殖課（農地転用ならびに開拓営農等） 耕地課（土地改良事業等） 林業課（保安林ならびに治山） 土木部監理課（公共用地取得） 道路課（道路） 河川課（河川） 砂防課（砂防指定地） 建築課（宅地造成） 計画課（都市計画） 教育委員会社会教育課（文化財保護）
観光施設のための用地取得造成	商工労働部 観光課	
工業用地の取得造成	企画部 開発課	
蓄産経営用地の取得造成		

3. 造成計画内容を事前に企業側から責任ある形で徴し，かつそれを十分検討して，企業と公共施設の建設計画，その費用負担等について，後日問題を起さないよう明確な覚書を取交す等の措置を講ずること。　　4～10　省略

教社第 104 号
昭和46年2月22日

各　教育事務所長　　殿
各市町村教育委員会教育長　殿

三重県教育委員会教育長
浜口佐治郎

農地転用の許可にともなう文化財保護のための
事前協議について

標記について，別紙により，県農林水産部長宛，依頼しましたので，その趣旨を十分理解され，貴職におかれても，農業委員会，農業事務所等，関係機関との事前協議を十分とられ，文化財保護の強化の推進につとめられるよう，おねがいします。

（別　紙）

教社第 104 号
昭和46年2月22日

三重県農林水産部長　殿

三重県教育委員会教育長
浜口佐治郎

農地転用の許可にともなう文化財保護のための
事前協議について（依　頼）

最近の諸開発事業の進展にともない，文化財保護のため，日ごろ，ご協力いただき，感謝しております。

標記のことについても，これまで，ご配慮をいただいておりますが，なお，別紙のような問題も，たびたび，おきています。

そのため，とくに広範囲な農地および，遺跡の所在地が農地の場合，その転用の許可にあたっては，申請者に十分のご指導と，当方へのご協議をたまわるよう，重ねておねがいします。このことは，関係出先機関へも，よろしくご連絡ください。

（別　紙）

1. 多気郡玉城町所在カリコ遺跡

事　由・土取りのための畑地一時転用（約３０００ｍ）

事業者・伊勢市古川土木

経　過・昭和４４年７月，土取りが計画されたが，その中止を県，町教育委員会から，土地所有者および業者に口頭で申し入れる。地主は了承し，業者は一時，着手を延期。

この間，土取り用道路が宮川用水を渡るため，宮川用水改良区事務所と協議し，遺跡のとりあつかいがきまるまで，その許可を保留することとなった。

昭和４５年１２月，町教育委員会と業者とが覚書を交換し，事前発掘調査の終了後，土取りすることが，確認された。

昭和４６年１月，覚書による確認事項を無視し，土取りを強行。遺跡の大半が破壊。

昭和４６年２月，残存部分について緊急発掘調査。

覚　　書

埋蔵文化財保存取扱いについて

度会郡玉城町世古地内，古川土木土砂採取事業計画区域内に所在する「カリコ古墳」及び「カリコ遺跡」の保存取扱いについて，昭和４５年１１月１４日現地にて，古川土木，玉城町教育委員会，三重県教育委員会三者立合の上，協議した結果，下記事項について保存取扱方を確認する。

記

第一　「カリコ古墳」は原状のままで保存するものとし，その区域は三者立会の上，現地に赤杭で標示確認した範囲を原状保存する。

第二　「カリコ遺跡」は，土木工事実施上全区域の保存が困難であるため，文化財保護法第５７条各号による発掘調査を実施したのち，その一部を原状変更する。原状変更の区域は，現地で三者立会の上，確認した範囲内とする。

第三　発掘調査に要する費用は，原因発生者負担を原則とするが，調査主体者がその一部を負担するものとする。

以上，後日のため上記三項目について相方えを確認し，各壱通これを保存する。

昭和４５年１２月１０日

（甲）　伊勢市宮町

古川土木代表　　古　川　　正

（乙）　三重県度会郡玉城町教育委員会

教育長　　金　子　延　夫

2.　多気郡明和町所在金剛坂遺跡

事　由・砂利採集のための農地一時転用（約９０００㎡）

事業者・松阪市・松阪砂利

経　過・昭和４５年１０月，砂利採取のための畑地耕土除去に着手。農地転用許可済みではあるが，県農林部開拓課，松阪農業事務所，町産業課，町教育委員会，県教育委員会，業者，土地所

所者の間で協議し，砂利取り作業を中止。昭和４５年１２月，事前の発掘調査を，経費の一部を，業者負担，国，県費補助で町教育委員会が，実施することに，話がまとまる。昭和４４６年３月，調査。

3. 一志郡白山町所在野田浦遺跡

事　由・工場用地に転用（約２５,０００㎡）

事業者・大阪市川端金属鉱業株式会社

経　過・昭和４５年７月，工場進出の計画があり。予定地内の遺跡分布調査の必要があるので，その実施を県教育委員会から町教育委員会に要望。

昭和４５年１２月，　転用許可あり。

昭和４６年１月，　町教育委員会から県教育委員会に，遺跡分布調査の依頼あり，実施，予定地内全域にわたる遺跡を確認，現在，協議中。

開　第１７９号
昭和４６年３月９日

各県事務所長
各農業事務所長

三重県農林水産部長

農地転用に伴う文化財の保護について

農地転用等（砂利採取を含む）の許可処分に当ってはは当該許可申請区域内において表示されている文化財（「三重県遺跡地図」参考，以下「地図表示」という。）がある場合および地図表示がなく転用事業の工事中に発見されたものの場合の取扱いについては，従前から留意のうえ取扱ってきたところであるが，その取扱いについて次のとおり措置することとしたので，関係市町村農業委員会を指導するとともに，許可処分に当って十分留意のうえ処理されたい。

記

1. 許可申請時において地図表示等により確認されているものについては転用許可申請者と教育委員会と協議をしたことを証する書類を添付することとする。
2. 現地調査等により確認された場合は，転用当時者が教育委員会と協議を行なうよう指導する。
3. 転用許可後に工事施行中に発見された場合は発見時点において転用当時者は教育委員会とその扱いについて協議を了した後施行するよう指導する。

付Ⅲ 文化財保護連絡会議要項

三重県文化財保護連絡会議要綱

第一条（目的及び設置）　本県内において行なわれる住宅地造成，工場建設，農業基盤整備，道路建設その他の開発事業等（以下「事業」という）の施行にともない影響をうける文化財の保護を図るため，三重県文化財保護会議（以下「連絡会議」という）をおく。

第二条（定義）　この要綱で文化財とは，文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２条第１項第１号の建造物，考古資料及び同条同項第四号の記念物をいう。

第三条（事業）　文化財の保護のため，次条に掲げる関係諸機関の事業のうち文化財に関係のあるものについてその事業の事前調整を行ないそれぞれの所掌事務の円滑な推進を図る。

第四条（組織）　連絡会議は別表に掲げる委員をもって組織する。

第五条（議長）　連絡会議の議長は教育長をもって充て，議長は会議の事務を総理する。

第六条（会議）
1. 連絡会議は必要に応じて議長が招集し議事を整理する。
2. 連絡会議は議長が必要と思われる委員を招集して開くことができる。
3. 連絡会議の庶務は教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第七条　この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営その他必要な事項は議長がこれを定める。

附　則　この要綱は，昭和４４年８月１日から実施する。

別　表

総務部　財政課長　営繕課長　企画部　企画課長　開発課長
土木部　監理課長　計画課長　道路課長　建築課長　砂防課長
河川課長
農林水産部　農政課長　耕地課長　開発拓殖課長　林政課長
林業課長　商工労働部　観光課長　商工課長
衛生部　薬事環境衛生課長
企業庁　総務課長　土木課長　工業用水課長　水道課長
県開発公社　総務課長　用地課長
県住宅供給公社　総務課長　用地課長
県志摩開発公社　総務課長　企画開発課
県労働者住宅生活協同組合専務
県教育委員会事務局　社会教育課長　文化財担当副参事

上野市文化財保護連絡会議要綱

第一条（目的）　上野市内において行われる住宅造成，工場建設農業基盤整備，道路建設，その他諸開発事業（以下事業という）の施行によって影響を受ける文化財の保護を図るため，関係機関相互の事業の事前調整を行い，併せてそれぞれの所掌行政事務の円滑な推進を図る。

第二条（構成）　連絡会議は次に掲げる委員をもって構成する。

財務部	財務部長
都市開発部	都市開発部長
建設計画部	建設計画部長
同和対策部	同和対策部長
水道部	水道部長
農林課	農林課長
建築課	建築課長
土木課	土木課長
商工観光課	商工観光課長
失業対策事務所	失業対策事務所長
教育委員会	教育課長
農地開拓部	農地開拓部長
開発公社	常務理事

第三条（議長）　連絡会議の議長は教育長があたり，議長は会議の事務を総理する。

第四条（会議）　連絡会議は必要に応じて議長が招集し，議事を整理する。

第五条（小委員会）　必要に応じて小委員会をもち，議長から付議された事項について調査審議する。

1. 小委員会委員は，議長が関係委員の中から選定する。
2. 小委員会は，議長が招集する。

第六条（庶務）　連絡会議および小委員会の庶務は，教育委員会事務局教育課において処理する。

第七条　この要綱に定めるもののほか，連絡会議および小委員会の運営について必要な事項は，議長がこれを定める。

付　則

この要綱は，昭和４５年１２月７日から実施する。